

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	35	府省庁名	国土交通省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 ()		
要望項目名	耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に係る税額の軽減措置の延長		
要望内容 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） <p>耐震改修促進法に基づき耐震診断が義務付けられた建築物（※）で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に政府の補助を受けて耐震改修工事を行った場合、工事完了年度の翌年度分から2年度分の固定資産税について、固定資産税額の2分の1を減額（耐震改修工事費の2.5%を限度）する。</p> <p>※病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの等（要緊急安全確認大規模建築物）や、地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物及び都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物（要安全確認計画記載建築物）</p> ・特例措置の内容 <p>適用期限（令和2年3月31日）を3年間延長する。</p> 		
関係条文	<p>地方税法附則第15条の10、地方税法施行令附則第12条第47項及び第48項、地方税法施行規則附則第7条第13項及び第14項、建築物の耐震改修の促進に関する法律第7条及び附則第3条第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲786) [平年度] — (▲824) (改正増減収額) — (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 建築物の耐震改修を促進し、地震発生時的人的・物的被害の軽減を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 南海トラフ地震や首都直下地震等大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれがあるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である。 國土強靭化年次計画2019（令和元年6月11日國土強靭化推進本部決定）等において、建築物の耐震化目標として、令和7年を目途に耐震診断義務付け対象建築物のうち耐震性が不十分なものをおおむね解消することを設定しているが、平成25年時点における耐震化率は約85%となっており、令和7年の目標達成に必要な進捗よりも遅れている状況にある。 このため、耐震改修促進法により要安全確認計画記載建築物等の所有者に対し、耐震診断の実施とその結果の報告を義務付けているが、耐震改修を一層促進し、耐震化目標を達成するためには、当該所有者に対し、耐震改修を早期に実施するインセンティブを与えるとともに、予算上の措置と相まって費用負担を軽減することが必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）」において、次のとおり位置付けられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・安全なまちづくりに向け、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震改修を促進するため、着実な支援の実施、不動産証券化手法の活用等に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ○「社会資本整備重点計画（平成27年9月18日閣議決定）」において、次のとおり位置付けられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・地震発生時の倒壊等による被害の軽減を図るため、地方公共団体と連携して住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、建替え等を促進 <ul style="list-style-type: none"> ○「首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成27年3月31日閣議決定）」において、次のとおり位置付けられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・膨大な被害量をできる限り減少させるため、あらゆる対策の大前提として、国、地方公共団体等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。 ・国、都県、市町村等は、建築物の耐震化の取組を強力に推進する。特に、木造住宅密集市街地や緊急輸送道路沿いの建築物、オフィス、店舗、ホテル、旅館等不特定多数の者が利用する建築物の耐震化に重点的に取り組む。耐震化を促進する環境整備のため、国、都県及び市町村は、補助制度や税制等の支援策の活用促進により、住宅を始めとする建築物の耐震診断、耐震改修、建て替えを促進する・・・。 <ul style="list-style-type: none"> ○「国土強靭化年次計画 2019（令和元年6月11日国土強靭化推進本部決定）」において、次のとおり位置付けられている。 <ul style="list-style-type: none"> ・耐震診断義務付け対象建築物については、令和7年を目途に耐震性の不足するものを概ね解消すべく、重点的な取組を推進する。 <p style="text-align: center;">(政策評価体系における位置づけ)</p> <p style="text-align: center;">政策目標4 水害等災害による被害の軽減</p> <p style="text-align: center;">施策目標11 住宅・市街地の防災性を向上する</p> <p style="text-align: center;">業績指標47 ①住宅・②建築物の耐震化率</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化目標 令和7年を目途に耐震診断義務付け対象建築物のうち耐震性が不十分なものをおおむね解消
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間（令和2年4月1日～令和5年3月31日）
	同上の期間中の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化目標 令和7年を目途に耐震診断義務付け対象建築物のうち耐震性が不十分なものをおおむね解消
	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化率 約85%（平成25年）
	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>令和2年度：578件 令和3年度：946件 令和4年度：1,062件</p>	
有効性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	耐震改修には多額の費用負担を要するところ、本特例措置により事業者のキャッシュフローが改善することから、資金的余裕のない事業者について、早期の耐震改修を促す効果があるとともに、予算上の措置と相まって耐震改修の費用負担の低減が図られるため、建築物の耐震化に資する。

	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一
相 當 性	予算上の措置等の要求内容及び金額	<ul style="list-style-type: none"> ・耐震対策緊急促進事業（令和2年度予算概算要求額：120億円） ・住宅・建築物安全ストック形成事業（令和2年度予算概算要求額：社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	耐震改修には多額の費用負担を要するところ、上記予算上の措置は、建築物の所有者等の費用負担の軽減を図るものである。一方、本特例措置は、当該予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが可能となるものである。
	要望の措置の妥当性	現在、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模な地震が発生し甚大な人的・物的被害が生じるおそれがあるなど、既存建築物の耐震化は喫緊の課題である。そのような状況下にあって、早期により一層の耐震改修を促すためには、耐震改修工事に係る費用の補助が必要不可欠であると考えられるところ、本特例措置は、既存の予算上の措置と相まって耐震改修が必要な既存建築物の所有者等における耐震改修費用の更なる負担軽減を図ることができることから、既存建築物の耐震化の促進を図るために措置として的確かつ必要最小限な措置であるといえる。
税負担軽減措置等の適用実績		<p>平成 26 年度 一</p> <p>平成 27 年度 19 件</p> <p>平成 28 年度 78 件</p> <p>平成 29 年度 269 件</p> <p>平成 30 年度 344 件</p>
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	<p>①適用総額の種類：税額</p> <p>②適用実績（千円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年 : 0 ・平成 27 年 : 3,680 ・平成 28 年 : 52,849 ・平成 29 年 : 128,808 	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	耐震改修には多額の費用負担を要するところ、本特例措置は、予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが可能となるものであるため、建築物の耐震化率の向上に寄与している。	
前回要望時の達成目標	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の耐震化率 95%（令和2年） 	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 25 年時点における耐震化率は約 85% となっており、必要な進捗よりも遅れている状況にあるが、このことは、建設資材の高騰や、2020 年の東京オリンピック大会に向けた建設需要の増加に伴う職人不足など、建築物の所有者には帰責性のない事象により、耐震改修工事の準備や施工に当初想定していた以上の長期間を要しているためと考えられる。今後政策目標を達成するためには、本特例措置を延長することで、当該予算上の措置と相まって費用負担の更なる軽減を図るとともに、早期の耐震改修を促すことが必要である。	
これまでの要望経緯	<p>平成 26 年度：創設</p> <p>平成 29 年度：延長</p>	